

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、生活文化の質的向上を応援し200%の満足をお届けするというミッションのもと、質の高いコーポレート・ガバナンス体制を確立することで、当社グループ役職員がベクトルをあわせて活動し、顧客満足(CS)・社員満足(ES)を満たしていくことで会社満足(PS)を高め、これら3つの満足によってステークホルダーの皆様にご貢献できる企業活動を目指してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、東京証券取引所の有価証券上場規程において定められた「コーポレートガバナンス・コード」に関して、下記5つの基本原則を全て実施してまいります。

- 【基本原則1】「株主の権利・平等性の確保」
- 【基本原則2】「株主以外のステークホルダーとの適切な協働」
- 【基本原則3】「適切な情報開示と透明性の確保」
- 【基本原則4】「取締役会等の責務」
- 【基本原則5】「株主との対話」

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
TKマネジメント(株)	22,000,000	68.19
アクサス(株)	3,298,000	10.22
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	300,000	0.92
松井証券(株)	154,300	0.47
(株)SBI証券	114,900	0.35
大和証券(株)	109,100	0.33
楽天証券(株)	102,700	0.31
(株)ICF	98,000	0.30
鈴木 佳代	80,000	0.24
立花証券(株)	72,100	0.22

支配株主(親会社を除く)の有無	TKマネジメント株式会社
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社グループは、支配株主との取引は原則行わない方針ですが、例外的に実施する場合は、取引の合理性及び妥当性を取締役会にて審議並びに決議をいたします。当該決議においては、利害関係取締役を除いて審議及び決議を実施いたします。これらの体制により利益相反取引を防止し、当社及び少数株主に不利益が生じないように努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 ※ 5 名	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大西 雅也	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大西 雅也	○	——	公認会計士・税理士として監査法人、会計事務所での職務で培った豊富な経験および上場会社の関係諸法令に関する専門知識を共同持株会社の経営及び相互牽制機能に反映していただくために選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役と内部監査室は、日常的に情報交換をすることで連携を高め、多くの情報収集に努めてまいります。当該情報を監査役会を中心に社外監査役と共有並びに協議することで、独立性を保持した監査体制としてまいります。
監査役会及び内部監査室は、適宜、会計監査人へ情報提供を実施することで連携し、業務監査と会計監査が相互の機能向上を図ってまいります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松村 秀雄	その他													○
堀本 昌義	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松村 秀雄		――	銀行での豊富な経験と監査法人での職務を通じて高い見識を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を当社の監査体制に反映していただくために選任しております。
堀本 昌義		――	事業会社の運営で培われた豊富な経験、企業経営者としての経営に対する幅広い見識を、当社の監査体制に反映していただくために選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項
――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

役員持株会制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

報酬総額が1億円以上である者が存在しないため、報酬の個別開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ役員区分ごとの総額にて開示いたします。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

各取締役及び監査役の報酬の金額については、平成27年11月27日開催のアクサス並びに雄貨屋ブルドッグの株主総会にて承認された株主移転計画に基づき、最初の定時株主総会までの期間の報酬限度額の範囲内において、取締役に關しては取締役会、監査役に關しては監査役会にて決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、経営管理部において、社外取締役(社外監査役)に対して、取締役会等の会議体にかかる議案や関連資料の配付を実施し、社外取

締役(社外監査役)の要請に応じて情報収集及び資料配布を行うサポート体制を整備しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)コーポレート・ガバナンスに関する機関及びその機能

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役4名(うち社外取締役1名)で構成しており、経営に関する重要事項、会社法等の法令に定める事項、定款又は社内規程に定める事項及び適時開示が求められる会社情報に準じた事項を審議・決議する、意思決定機関であります。併せて取締役の業務執行を監督する機関としております。

原則として毎月1回の定時取締役会を実施すると共に、重要な事象に機動的に対応して臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を図るものとしております。

取締役会には原則監査役全員が出席し、適宜意見を述べることで牽制機能が発揮されるよう整えております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成しており、監査役は取締役業務執行の適法性を中心とした業務監査及び会計監査人の監査の方法並びに結果の相当性を判断する会計監査を実施いたします。監査役会において、主として常勤監査役は日常で収集した情報を社外監査役と共有し、社外監査役は独立性と専門性の見地から審議してまいります。また、監査役は取締役会に出席する他、自ら重要書類の開覧等の監査手続を実施すると共に、内部監査室や会計監査人から情報を取得し、監査役会で審議してまいります。これらの結果を監査意見として形成し、当社のコーポレート・ガバナンスの強化を図ってまいります。

原則として毎月1回の監査役会を実施すると共に、必要に応じて臨時に監査役会を開催いたします。

c. 内部監査室

当社の内部監査室は、専任者2名が担当しており、代表取締役社長直轄の組織として、各部門のコンプライアンスを監督すると共に、社内規程等に基づいた内部統制が有効かつ効率的に機能していることを確認し、代表取締役社長に報告する体制としております。内部監査において発見した事項について、必要に応じて業務ベースでの改善提言を実施いたします。

d. 会計監査人

当社は会計監査人として京都監査法人を選任し、金融商品取引法及び会社法に基づく会計監査を受けております。

なお、京都監査法人との間に特別の利害関係はありません。

(2)責任限定契約の内容

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とします。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名及び社外監査役2名を選任しており、取締役会に参加することで相互牽制機能を確立しております。社外の独立性及び専門性の高い意見を意思決定の審議・決議に反映させていくことで、コーポレート・ガバナンスの向上を図ることができると考えております。

また、監査役会、内部監査室及び会計監査人の三様監査が適切に連携し、全社の業務並びに会計を網羅的に監査することで、適切なコーポレート・ガバナンス体制が構築できるものと考えております。

以上の理由により、当社は本体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	可能な限り早期に発送すると共に、TDnet及び自社ウェブサイトの電子的手法の活用により、早期の周知を図れるよう努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は集中日を回避して設定し、より多くの株主様にご参加いただけるよう配慮いたします。
電磁的方法による議決権の行使	当社の株主構成に応じたコスト・ベネフィットを考慮の上、検討してまいります。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	同上
招集通知(要約)の英文での提供	同上

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	法令及び規則等に基づいて、適時かつ適切な情報開示に努めてまいります。	
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて掲載を実施しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署として、経営企画課を設置し、管掌取締役1名および担当者1名を配属しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループでは、毎年ウミガメの産卵地として知られる徳島県海部郡美波町の大浜海岸で清掃活動を実施しております。 大浜海岸のウミガメ上陸・産卵数は年々減少しており、その原因の一つとして、海岸付近に捨てられている、ビニール、プラスチックなどの人工ゴミを誤食し死んでしまうことが挙げられております。当該事象を防止べく、ウミガメの産卵期前に大浜海岸の清掃活動を実施しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	適時開示及びホームページへの掲載を通じて、適切な情報提供に努めてまいります。

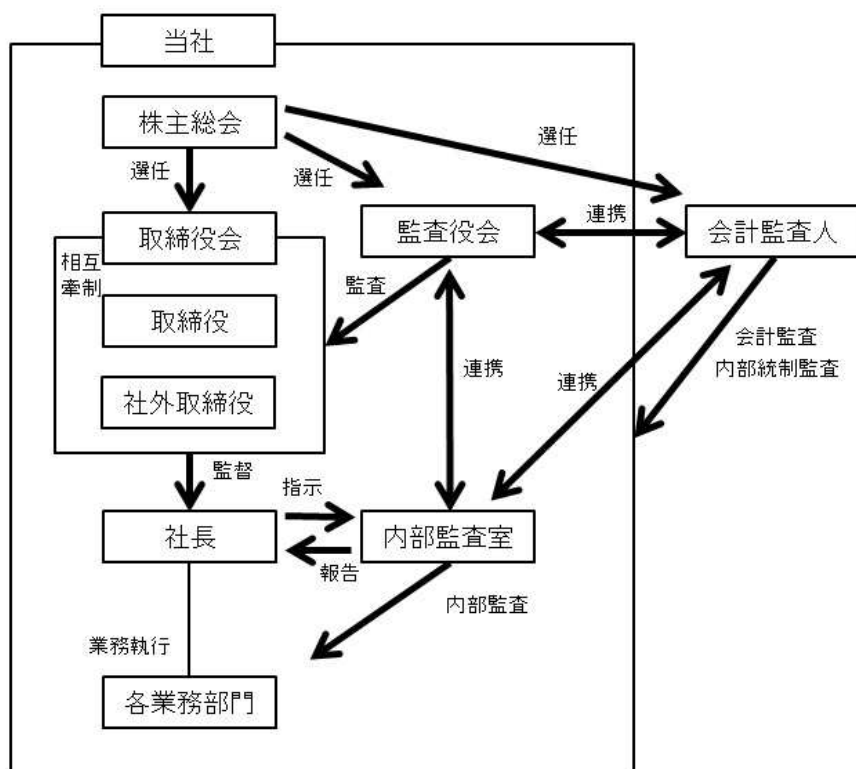
Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

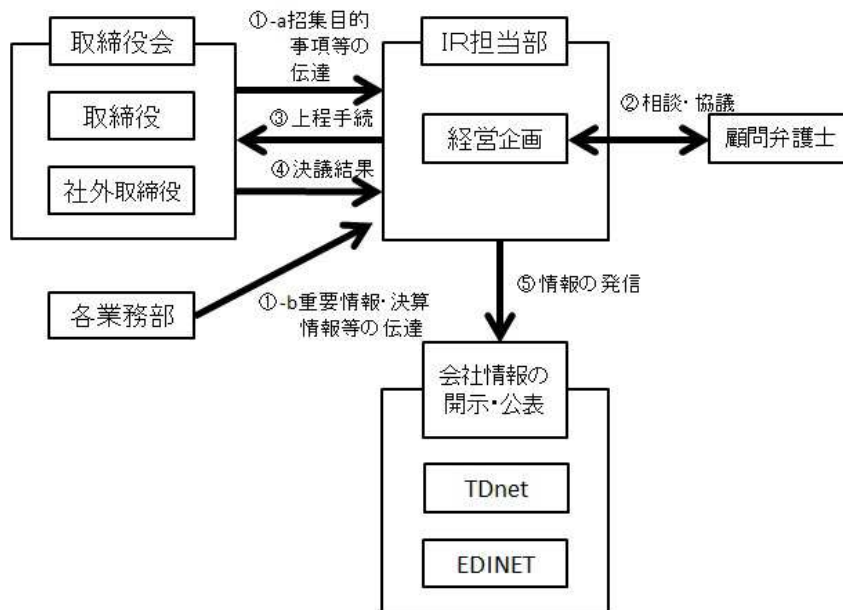
- (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業としての社会的信頼に応え、企業倫理、法令遵守の基本姿勢を明確にするため、代表取締役より目的と精神を日々各部門取締役に伝達し、全ての業務において法令および規程遵守を徹底するものとする。また、経営の意思決定に牽制機能をも働かせるため、独立性が高く、コンプライアンスの知識およびその重要性への理解を有する専門家を社外取締役として選任するものとする。
また、従業員のコンプライアンス意識を高め、法令遵守および倫理観に基づいた責任ある行動を実践するため、ベーシックマニュアルを定め、従業員に周知する。
内部統制を無視した不正行為等に関する情報収集については、内部通報制度を活用し、抑止すると共に早期の発見及び是正を図るものとする。
- (2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、定時取締役会を毎月開催する他、必要に応じて適宜、臨時取締役会を開催し、重要事項の決定を迅速に行わせると同時に各取締役の業務執行の状況を適宜相互に確認しあうものとする。更に相互に確認することで相互牽制機能をも働かせるものとする。
そして、運営においては全体的な目標として、各事業年度予算案を立案し、目標達成に向け具体的な施策を実施させるものとする。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は取締役を責任者とするリスク管理体制を構築し、経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失のリスクをトータルかつ適切に認識・評価するため、リスク管理規程を設け、事業リスクおよびその他の個別リスクに対する部門ごとのリスク管理体制を確立する。
- (4) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、稟議規程および文書管理規程に基づき、その保存媒体に応じて適切且つ確実、検索性の高い状態で定められた期間、記録し、保存・管理する。保存期間は、文書管理規程による。
- (5) 当該株式会社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社管理規程に基づき子会社を管理する。
関係会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつ、定期または臨時に監査を実施する体制を構築し、コンプライアンス体制、リスク管理体制の確立を図る。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置されていないが、監査役より要請があれば必要に応じて使用人を置く。当該使用人の任命、解任、評価については監査役会の意見を尊重した上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役からの指揮命令を受けないものとする。
- (8) 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制および監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役および使用人は当社の業務または業績に与える重要な事項について、適宜監査役に報告するものとする。
監査役は取締役会の他、当社における重要な意思決定の状況ならびに取締役・使用人の業務の執行状況を把握するために、重要な会議に出席し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。
代表取締役は、取締役および使用人が監査役の重要性和有益性に対する認識および理解を深めるよう促し、監査役の職務遂行が実効的に行われるように相互協力するものとする。監査役は、監査法人と定期的に会合を持ち、監査方針や計画、結果の報告を受け実効性の確保を図るものとする。
- (9) 取締役および使用人が監査役に報告した場合における、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
監査役への報告者等が相談又は報告したことを理由として、監査役への報告者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行いつてはならない。
監査役への報告者等が相談又は報告したことを理由として、監査役への報告者等の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、監査役への報告者等に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者（監査役への報告者等の上司、同僚等を含む。）がいた場合には、会社は就業規則に従って処分する。監査役会は取締役会に処分の申し立てを行うことができる。
- (10) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還について、監査役から会社への請求により、会社は費用を支給する。
ただし監査役から請求された費用の前払又は償還等について、会社が監査役の通常の職務執行の範囲を逸脱すると判断した場合、当該支出につき、相当な知見を有する外部の専門家へ判断を仰ぎ、その判断に基づいて決定する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- (1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は「反社会的勢力対応マニュアル」において、反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶することを宣言し、反社会的勢力から不当要求を受ける等の有事においては、民事上、刑事上のあらゆる法的対抗手段を講ずるものとする。
- (2) 反社会的勢力への対応の整備状況
「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、経営企画課を統括部所として、反社会的勢力の徹底排除を推進しております。



(添付2) 適時開示体制概要図



1. 当社における重要情報は、経営企画課が、各組織からの伝達により把握し、情報管理を実施する。
2. 各組織は下記の重要情報を速やかに経営企画課に伝達する。
 - (1) 取締役会の実施前における招集目的事項（決議事項および報告事項）。また、実施後の結果。
 - (2) 各事業部門の情報のうち、経営方針および重要な取引等にかかわるもの。
 - (3) 経理部において作成した決算情報および付帯する会計情報。
 - (4) その他、各事業部門において発生した、重要な取引等にかかわるもの。
3. 経営企画課は、把握した情報のうち、適時開示に該当する事項が明らかな情報は、速やかに取締役会の決議の承認を仰ぎ、開示手続きを実施する。
4. 経営企画課は、適時開示に該当する事項であるかどうか明らかな情報について、顧問弁護士と適宜、相談と協議を実施し、該当した場合、上記「3」に準じて開示手続きを実施する。